

船橋山岳会会則

(名称、所在地)

第1条 本会は「船橋山岳会」(以下本会という。)と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は船橋市民等の登山愛好家をもって組織し、登山技術の熟達及び会員の親睦を図り、市民の体育の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- 一 各種山行・各種集会の計画・実施
- 二 会報等の発行・配布、ホームページの運営等広報活動
- 三 市民への登山啓蒙活動
- 四 関連団体等との連携
- 五 本会の趣旨に沿う体育大会への参加
- 六 その他、目的達成に必要な事業

(会員及び会則等の遵守)

第4条 本会は、正会員、優遇会員及び名誉会員を会員とする。

2 会員は、法令、社会規範、本会則、山行時のマナー等を遵守し、公序良俗に反する行為をしてはならない。

(役員)

第5条 本会を運営するにあたり、次の各号の役員(所掌)をおく。役員は総会において選出される。

- 一 会長 (会務の総括、年間活動方針、遭難対策)
 - 二 副会長 (会長補佐、役員会の招集、安全指導、山行計画の総括(年間山行計画を含む。)、名簿管理)
 - 三 会計 (金銭出納・管理、出納伝票類の保管、会計帳簿作成、予算の作成、会計報告)
 - 四 広報 (広報活動、ホームページ運営及び保守・管理、入会手続き及び会員名簿作成、並びに実施済み山行の管理(アーカイブ))
 - 五 岳報 (岳報の編集、印刷、配布)
 - 六 会務 (関連する団体等との連絡調整、会の資産管理、定例会の会場等の予約)
 - 七 監査 (会務の監査、会計の監査、監査結果の報告)
- 2 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して2期4年を超える再任を認めない。また、役員の就任又は再任時の年齢は、原則として満75歳以下とする。
- 3 役員はその任期が満了した場合、次の役員が選任されるまでは、その任に留まることとする。
- 4 役員業務を補佐することを目的に、必要に応じてスタッフを選任することができる。スタッフは役員会が選任する。

(役員会)

第6条 役員会は前条第1項各号に定める役員をもって構成する。

2 役員会は、役員又は正会員の要請により適宜の時期に開催し、本会の運営に係わる事項につ

いて協議し、立案を行う。立案された事項は、速やかに正会員に通知するものとし、会員の議決を要する事項は総会又は定例会において議決を行う。

3 前条第4項に定めるスタッフは役員会に出席し、意見を述べることができる。

4 役員会に出席した役員及びスタッフには、公共交通機関（電車、バス）の料金に基づく交通費を支給する。

（事業年度）

第7条 事業年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終了する。

（総会）

第8条 総会は本会の最高の議決機関であり、会長が招集する。総会は、定期総会と臨時総会の2種類とする

2 定期総会は原則として年1回4月に開催し、次の各号の事項を審議・議決する。

一 前年度事業の統括及び前年度会計報告及び監査結果報告

二 当年度の事業計画及び予算執行計画

三 会長及びその他の役員の選出（必要な場合）

四 会則の改正、その他本会の運営に関する重要な事項

3 役員会の議決又は会員の過半数の要請があった場合は、臨時総会を開催する。

4 総会における議決権は、正会員及び優遇会員が有する。

5 総会は、正会員及び優遇会員の過半数の出席で成立する。

6 総会の議決は、出席者の過半数の賛成をもって可決する。

7 正会員及び優遇会員は総会に出席できない場合、議決権を書面をもって委任することができる。この場合、当該会員は総会に出席したものとみなす。

（定例会）

第9条 毎月1回定例会を開催する。定例会は原則として毎月第二水曜日に開催する。

2 定例会は本会の事業運営に関する役員会又は会員からの提議事項（山行計画、山行報告を含む。）の周知、協議、議決等を行う。

3 定例会の議決は出席会員の過半数の賛成をもって可決する。ただし、出席会員が10名以下の場合は、議決することが出来ない。

（運営費）

第10条 本会の運営費は入会費、年会費、その他をもってまかう。

2 正会員の年会費を2,000円とし、名誉会員及び優遇会員の年会費は無料とする。なお、優遇会員は各年度の4月2日に40歳未満の会員とする。

正会員は原則として毎年4月の定例会で、その年度分の年会費を納付しなければならない。

4 入会金は1,000円とする。

（入会）

第11条 入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入の上、前条で定める入会金と年会費を添えて、広報又は会計を担当する役員に提出するものとする。

2 年度の途中で入会する場合には、その年度の年会費は入会月に応じ次のとおりとする。

4月 - 6月 : 2,000円、 7月-9月 : 1,500円、

10月 - 12月 : 1,000円、 1月-3月 : 500円

(退会、休会)

- 第12条 退会を希望する者は、適宜の様式の退会届を書類又はeメールで、いずれかの役員を経由し、役員会に提出する。当該退会届が役員会に提出された時点で、当該会員は退会とする。なお、年度途中の退会であっても、残余の期間に相当する年会費は返金しない。
- 2 退会届が提出されない場合であっても、年会費未納が、当該年度末までに解消されない場合、その未納者は第27条（退会処分）に基づく手続きの対象となる。
- 3 退会後、本会で得た情報資産を使用したり、会員以外へ開示してはならない。
- 4 会員は役員会の承認を得て、休会とすることができます。休会中の年会費は免除される。

(資産の取扱い)

- 第13条 本会の資産は、会務担当役員が、資産管理者としてメンテナンスを含め管理する。
- 2 資産管理者は、資産台帳（購入日、金額、使用日、使用者等を記載）を記帳し、保管する。
- 3 会員が本会の資産の使用を希望する場合は「借出願」に必要事項（借出期間等）を記載し資産管理者に提出する。
- 4 資産は年度末に、監査担当役員が監査し、総会に監査報告を提出する。

(情報の取扱い)

- 第14条 本会はその活動のため、次の各号の個人情報を収集する。
- 一 氏名、電話番号、メールアドレス、山岳保険加入の有無
- 二 生年月日、郵便番号、住所、職業
- 三 緊急連絡先（氏名、続柄、住所、電話番号等）
- 四 その他本会の事業の円滑な実施に必要な事項
- 2 会員は本会の活動で得られた個人情報について、本人の同意なく他人に漏らしてはならない。ただし、前項第一号の情報は会員内で共有される。
- 3 役員は第1項の情報を共有する。これらの情報は、本会の活動に必要な場合に使用される。役員はこれらの情報を本人の同意なく、役員以外の人に提供してはならない。ただし、山行の計画者又はリーダーから要請があった場合には、登山届の作成に必要な範囲で、当該山行の参加者の情報を提供することができる。
- 4 本会は、本会の諸活動に関する写真、動画、計画、報告、及び岳報等の情報を、本会に帰属する資産として取り扱う（以下「会情報資産」という）。
- 5 会員は会情報資産について、事前に役員会の承認なく、会員以外に開示してはならない。また、会情報資産の会員への提示は、会員間の電子メールや電話、本会の公式WEBサイト（<https://www.funa-san.org>）、会員への配布物、その他本会が認めた手段に限定する。
- 6 本会の諸行事に関する写真、動画については、会員は、原則としてホームページ等に掲載されることに同意しているものとみなされ、開示に関して著作権、肖像権又はプライバシーの侵害を主張しないものとする。なお、事前に広報担当役員に申し出ることにより、掲載を拒否することは認められる。

(山行の種類、募集、費用負担)

- 第15条 役員会又は定例会の決定を受けて実施する山行を「定例山行」という。定例山行は、原則として実施の1か月以上前に計画し、岳報に掲載する他メンバーメールで会員に通知し、広く参加者を募集する。
- 2 定例山行以外で、会員が計画して実施する山行を「個別山行」という。個別山行であっても、早

めに計画を立て、メンバーメールで参加者を募集することが望ましい。

- 3 定例山行、個別山行のどちらであっても、山行に必要な費用はその山行の参加者が平等に負担することを原則とする。ただし、定例山行のイベントで缶入りのガスを使用する場合には、そのガスの購入費は本会で負担する。なお、定例山行のうち「忘年山行」(12月予定)と「陽だまり山行」(1月予定)は、本会の公式行事として、本会の予算及び決算に参加費収入や経費支出等を計上する。

(山行計画書)

- 第16条 定例山行、個別山行ともに計画者は入山1週間前までに山行計画書を役員会に提出する。止むを得ず期限までに山行計画書を提出できない場合は、日程・メンバー・ルート・装備等を記載し、入山前日までに役員メールアドレス(fac-core@funa-san.org)に送信する。
- 2 役員会は提出された山行計画書について問題点があれば指摘、助言を行う。また、山行計画に安全性が担保できないと判断した場合は計画の見直しを求める。

(山行の実施)

- 第17条 山行を実施する場合には、計画者は、リーダー及びサブリーダーを指名する。山行参加者が10名を超える山行の場合、計画者は班の編成を行い、班長及び副班長を指名する。
- 2 山行参加者は、リーダー、サブリーダー、班長及び副班長の指示に従う。

(下山後の報告)

- 第18条 各山行のリーダー(又はその代理者)は、下山後、速やかに、役員会宛にメール又は電話で安否を連絡するものとする。(メールアドレス:fac-core@funa-san.org 又は 副会長の携帯電話)
- 2 会員への情報提供及び山行履歴の保管の観点から、山行参加者は山行終了後速やかに山行報告及び写真等を山行報告の取りまとめ担当者(リーダー、計画者又は代理者)に提出するよう努めるものとする。取りまとめ担当者は、山行報告及び写真等を取りまとめの上、所定の書式/方法で広報担当役員及び岳報担当役員に提出する(メールアドレス:fac-editor@funa-san.org)。担当役員は、岳報及びホームページ上にそれらの山行報告及び写真を掲載する。
- 3 前項の山行報告及び写真の提出に関し、所定の書式/方法で提出できない場合は、その旨を担当役員に連絡し、提出方法等を調整する。
- 4 山行報告、山行写真の作成の際には、知的財産保護及び情報セキュリティの観点から、インターネット上の情報のコピーや直接引用は、極力行わない。

(遭難事故に対する責任、費用負担の原則)

- 第19条 遭難事故に際し、救助費用、捜索費用、他の遭難者に関する費用に関しては、遭難事故当事者及びその家族、親族、保護者が負担する。
- 2 前項の費用等の負担に備えるため、会員は遭難事故を担保する「山岳保険」(遭難保険)への加入を原則とする。山岳保険は、長期契約のものを推奨するが、一日保険も使用可とする。会員は、入会時又は山岳保険への加入若しくは変更後、担当役員に対し、保険会社名、保険の名称、保険期間、担保内容等を報告するものとする。
- 3 遭難事故に対し、本会は、当事者の家族等と警察等の救助団体、関係する公共団体、報道機関との連絡調整等の対応を行う。

(遭難事故特別会計)

第 20 条 前条第 3 項の実施に要する費用を賄うため「遭難事故特別会計」を設ける。

(遭難対策委員会)

第 21 条 会員の登山技術を向上し、遭難事故を未然に防ぐため、「遭難対策委員会」を設ける。

2 遭難対策委員会は、会長、副会長、会計担当役員、その他会長が指名した会員若干名で構成する。

3 遭難対策委員会に出席した者には、公共交通機関(電車、バス)の料金に基づく交通費を支給する。

4 遭難対策委員会の費用は通常会計により賄う。

(遭難対策委員会の活動内容)

第 22 条 遭難対策委員会の活動内容は、次の各号とする。

- 一 事故時の対応及び救助活動の研究
- 二 事故防止のため、会員に対する指導、訓練、啓蒙活動
- 三 遭難事故発生時の「遭難対策本部」の設置
- 四 遭難事故に至らない事故に関する報告書の作成指導と内容の検証、定例会での説明

(遭難事故時の対応手順)

第 23 条 会員は山行中に遭難事故を起こした場合、直ちに管轄する警察等の公共機関へ連絡する。この連絡が難しい場合は近隣の山小屋へ連絡を行う。その後、遭難対策委員会又は役員会宛に連絡を入れる。

2 遭難対策委員会は、会員の遭難事故発生の通報を受けた場合には、直ちに「遭難対策本部」を設置する。遭難対策本部は、基本的には遭難対策委員会のメンバーをもって組成する。

3 前項の他、下山予定日の翌日になっても下山報告がなく、かつ家族等からの救援要請が役員会等にあった場合は、遭難対策本部を設置する。

(遭難対策本部の活動内容)

第 24 条 遭難対策本部は、第 19 条第 3 項の活動を行う。ここには次の各号が含まれる。

- 一 本部長の選任、設置場所の決定
 - 二 遭難事故に関する情報の収集
 - 三 遭難事故が発生した現地への連絡調整要員の派遣
 - 四 関係者への見舞金、差入れ品の支給
 - 五 遭難事故の顛末と原因分析についての報告書の作成と役員会・定例会への報告
 - 六 遭難事故にかかる費用の会計処理と役員会への会計報告
- 2 前項の活動に必要な費用は、遭難対策特別会計で賄う。なお、必要な場合には、第 19 条第 1 項に関する費用も、当事者の家族等からの要請により、一時的に遭難対策特別会計から支払うことを可能とするが、事後、当事者、家族、保険会社等と第 19 条の規定に基づき清算するものとする。
- 3 遭難者の捜索活動、救助活動は、その行為を専門的に行う者に委ねることを基本とする。

(名誉会員)

第 25 条 本会は、在籍 10 年以上の正会員で、本人の希望を前提として、次の各号に該当する者を、役員会で議決し、定例会で承認された場合には、名誉会員にすることができる。

- 一 本会の役員在籍期間が 4 年以上に及ぶ者

- 二 山行等の本会の事業を積極的に企画、実施し、著しく会の発展に貢献した者
 - 三 登山技量に優れ、他の会員の指導育成に功績のあった者
- 2 名誉会員は、正会員と同様に、本会の行事に参加し、本会の情報にアクセスすることができる。
ただし、名誉会員は、総会及び定例会における議決権を有しない。

(褒賞)

第 26 条 本会は、次項の褒賞基準に従い、役員会で議決し、定例会で承認された対象者には適宜褒賞を行う。また、多大な貢献が認められる場合は、船橋市スポーツ協会が定める表彰規程等に基づき船橋市スポーツ協会に表彰の推薦申請を行うものとする。

2 褒賞基準は次の各号とする。

- 一 本会の発展向上に寄与した会員
- 二 本会において、登山技術の指導、及び育成に功績があった会員
- 三 遭難救助活動に著しい貢献を行った会員
- 四 日常生活において、社会的善行を行う等他の会員の範となる行動を行った会員
- 五 上記各号以外で、褒賞することが適当であると認められる功績があった会員

(退会処分)

第 27 条 会員に次の各号の事由がある者について、役員会に諮り審議、議決し、かつ定例会で経緯を説明し、議決された場合には、退会処分とすることができる。・

- 一 本会の名誉を著しく毀損、又は会則の重大な違反
- 二 第 12 条第 2 項に該当する年会費の滞納

(本会則の制定・改廃)

第 28 条 この会則の制定・改廃は、役員会において協議・立案し、総会において議決する。

付則(令和 5 年 12 月 13 日)

- 1 この会則の改正は、令和 6 年 1 月 1 日から実施する。
- 2 この会則の改正により、「船橋山岳会 運用規則」は廃止する。
- 3 この会則の改正により、「船橋山岳会遭難対策規約」は廃止する。
- 4 この会則の改正により、「船橋山岳会会計規則」は廃止する。

(制定、改正履歴)

昭和 31 年 6 月 1 日	制定
昭和 50 年 1 月 1 日	第 1 次改正
昭和 60 年 4 月 1 日	第 2 次改正
平成 15 年 4 月 1 日	第 3 次改正
平成 26 年 4 月 1 日	第 4 次改正
平成 30 年 5 月 9 日	第 5 次改正
平成 31 年 3 月 31 日	第 6 次改正
令和 2 年 6 月 17 日	第 7 次改正
令和 6 年 1 月 1 日	第 8 次改正